

「オンライン授業と著作権法」を理解するための前提を記しました。私は競争法の専門家であり、著作権法の専門家ではありません。しかし、道案内として、一次資料（この場合は条文や文化庁の公表資料など）をもとに、まずこれくらいは書ける、という見本として、書いてみました。誤り等がありましたらご指摘いただけましたら幸いです。

引用した条文は、特に断らない限り、著作権法の条文です。末尾に添えたものの以外の条文等は、紙の六法や e-Gov 法令検索でご覧ください。

著作物

「思想又は感情を創作的に表現したもの」は「著作物」とされ（2条1項1号）、原則として著作者（2条1項2号）の権利が及びます。

著作者の権利

著作者の権利として、「著作者人格権」と「著作権」が規定されています（17条1項）。「著作者人格権」も、俗に、「著作権」と呼ばれることがあると思われます。「著作権」という文字列を見たときは、著作者人格権を含まず17条1項の意味での「著作権」を指すものとして使われているのか（狭義）、著作者人格権を含む意味で使われているのか（広義）、を見極める必要があります。以下では、狭義で「著作権」と述べます。

著作権のなかに、複製権（21条）と公衆送信権（23条1項）があります（注）。「複製」は2条1項15号で、「公衆送信」は2条1項7号の2で定義されています。23条1項に現れる「自動公衆送信」は2条1項9号の4で定義され、「送信可能化」は2条1項9号の5で定義されています。「公衆」は、「特定かつ多数の者を含むものとする」と規定されています（2条5項）。

著作権の保護期間は、51条で規定されています。

権利侵害があった場合、権利者は、差止請求権を行使することができます（112条）。損害賠償請求権を行使することもできます（民法709条）。場合によっては、刑罰の対象ともなります（著作権法119条）。

（注）21条は、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と規定していますが、著作者はその著作物を必ず複製してよいとは限りません。自己の著作物に他人の著作権も及んでいる場合があるからです。したがって、論理的には、21条の「権利を専有する」は、所定の行為を他人が行うことを禁止する権利がある、という意味であると理解す

るのが妥当であると考えられます。23条1項の「公衆送信……を行う権利を専有する」についても同じことが言えます。

例外

以上のような意味で、著作物には著作者の権利が及びますが、例外があります。そのうち、いくつかのものを掲げます。

(1) まず、法令、通達などに類するもの、判決、などは、「この章の規定による権利の目的となることができない。」と規定されています(13条)。「この章」である第2章には著作者人格権の規定もあります。

(2) 次に、第2章第3節第5款では、「著作権の制限」が規定されています。他人の行為のうち特定のものが権利行使の対象とならないことを、「できる」という文言で示しています。著作権法の専門家がこれらを「権利制限」と呼んでいるのは、款名である「著作権の制限」に由来するものと推測されますが、それは、権利者側から見た表現であり、利用する側から見ると、その範囲では自由である(「できる」)、ということになります。

「著作権の制限」のうちの一つが「引用」です(32条)。出所の明示をする必要があります(48条)。

そして、他の一つが「学校その他の教育機関における複製等」です(35条)。

平成30年改正

35条は、著作権法の平成30年改正(平成30年法律第30号(以下「平成30年改正法」といいます。))による改正の対象となっています(別紙の新旧対照条文のとおり)。改正後の35条2項に関係し、第5章第2節として「授業目的公衆送信補償金」の制度が置かれることとなりました(104条の11~104条の17)。

平成30年改正のうち、35条に関する部分と授業目的公衆送信補償金に関する部分は、「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する、と規定されています(平成30年改正法附則1条2号)。当初の予定よりも早期に施行されることとなり(文化庁ウェブサイト「授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について」(令和2年4月24日閲覧))、令和2年4月28日から施行されることとなりました(令和2年4月15日政令第146号)。授業目的公衆送信補償金に関係する指定や認可などは、施行日の前においても行うことができると規定されています(平成30年改正法附則4条)。

著作権法の条文の一部（104条の11は平成30年改正により加えられる。）

（権利の目的とならない著作物）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第一百四条の十一 第三十五条第二項（第二条第一項において準用する場合を含む。第一百四条の十三第二項及び第一百四条の十四第二項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

- 2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

次頁は新旧対照条文（文化庁ウェブサイト令和2年4月24日閲覧）から転載。

に、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 | 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 | 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物その原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときは、適用しない。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)

製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(新設)

2 | 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物その原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)